

NSRにゆーす

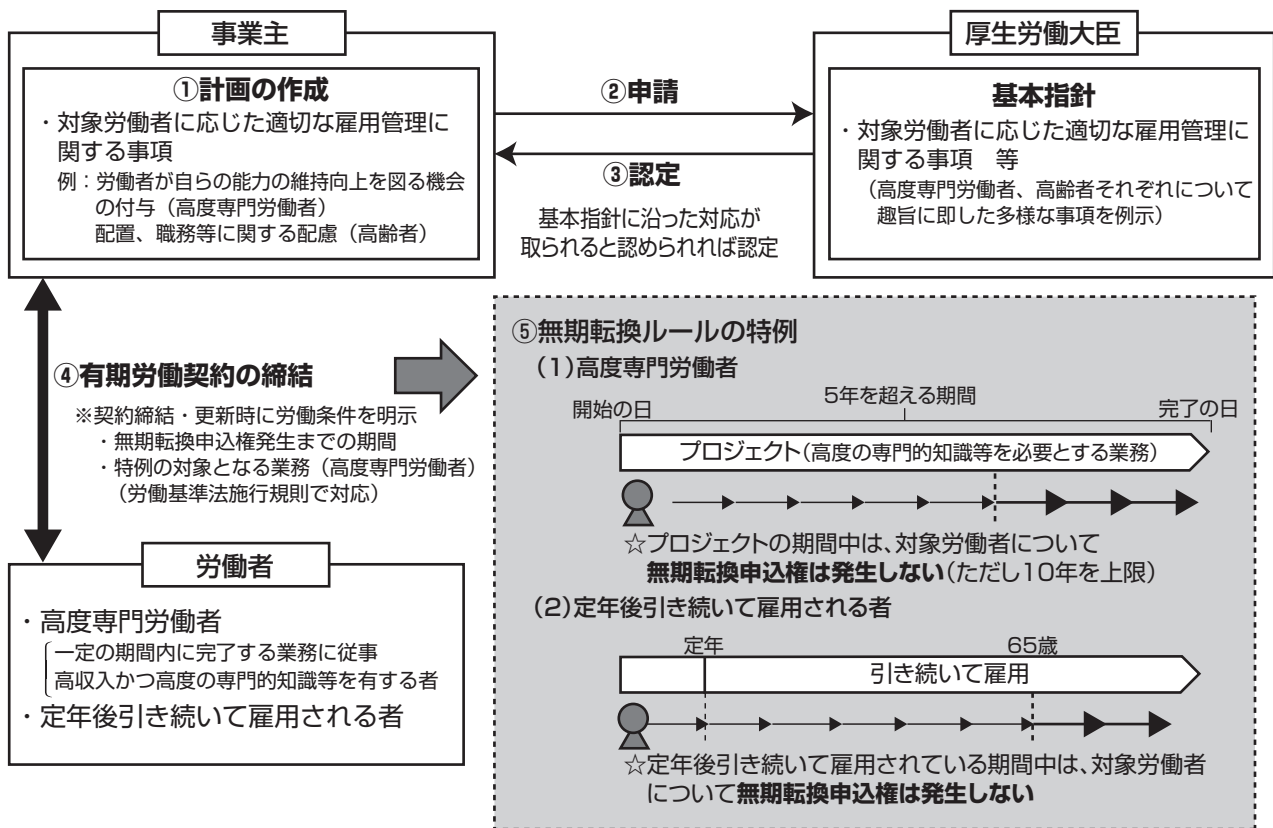
社会保険労務士法人NSR
 大阪オフィス tel 06-6345-3777
 神戸オフィス tel 078-371-5120

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案要綱の概要 ~平成26年2月20日 厚生労働省公表~

法案要綱は、一定の期間内に完了する業務に従事する高収入かつ高度な専門的知識などを有する有期契約労働者と、定年後に有期契約で継続雇用される高齢者について、改正労働契約法に基づく無期転換ルールの特例を設けることなどを内容としています。

平成27年4月の施行を目指し、今通常国会へ法案が提出される予定です。

無期転換ルールの特例の仕組み



厚生労働省

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案要綱」の諮問と答申

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000037665.html>